

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長	
税目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>&lt;特別償却又は税額控除の概要&gt;                  国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。                  ・対象設備：機械・装置（2千万円以上）                                    開発研究用器具・備品（1千万円以上）                                    建物・附属設備・構築物（1億円以上）                  ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45%                                    建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23%                  ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14%                                    建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7%                                    （当期法人税額の20%までを限度とする）</p> <p>&lt;要望内容&gt;                  国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10において令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p>&lt;関係条文&gt;                  国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条                  租税特別措置法第42条の10、同施行令第27条の10、同施行規則第20条の5                  地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ ▲800 百万円） （ — 百万円）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、既に実績があるとともに今後多くのニーズが見込まれている。</p> <p>これまで本税制措置を適用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に係る10の特定事業が取り組まれてきており、うち医療・農業分野における研究開発事業が6事業、うち国際分野における施設整備が4事業実施されている。</p> <p>このほか、既に事業実施計画について大臣確認を行っており、令和5年度に竣工し年度内に適用見込が2事業、現在整備中のもので令和6年度から令和7年度に適用予定が4事業ある。</p> <p>さらに、我が国の国際競争力の低下する分野もあることから（例：東京都の世界都市ランキングは4位から5位に低下）、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図るため、令和6年度から令和7年度に着工を見込む複数のプロジェクト・事業（※）において本税制措置を適用して取組促進を図っていくことを検討している。</p> <p>（※）内閣府が実施した業界・特区自治体向けの適用を検討する事業調査によれば、令和6年度～令和7年度に着工見込ベースで12事業（1特区、2都県）。プロジェクト自体の検討段階事案を含む。</p> <p>このため、特区の目的である産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、参考までに、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、全国どこでも誰でもが便利で快適に暮らせる社会を目指して、地方創生の加速化・深化やこれまでの地方創生の取組の継承と発展を行っていくこととしており、国家戦略特区等との連携を図っていくこととしている。</p>	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>

			<p>それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在13の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。 本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【東京圏】 世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある事業を創出する。</p> <p>【関西圏】 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。</p> <p>【新潟市】 地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業を実践するとともに、食品関連産業も含めた産学官の連携を通じ、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成する。あわせて、農業分野の創業、雇用拡大を支援する。</p> <p>なお、これまで適用実績がない若しくは現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め135件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している13の区域において、合計437もの事業が、それぞれ216回、58回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>本税制措置においては、制度創設以降から令和5年8月時点までに3指定区域（1都2府1県1市）において、10事業が適用されてきた。また、事業実施計画を作成して内閣府担当大臣の確認が行われ、令和5年度に竣工し年度内に適用見込が2事業、現在整備中のもので令和6年度から令和7年度に適用予定が4事業（1指定区域で1都）ある。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第12条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況に</p>

については、「令和4年度国家戦略特別区域の評価について」に基づき達成状況を見ている。

なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。

【東京圏】  
○うち東京都の事業

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
インキュベーションオフィス	2事業	2事業とも開業し、14件の入居者数確保。
MICE	1事業	国際会議等の誘致が行われており、目標値50%に対して13%強※
外国人向けサービスアパートメント	1事業	外国人向け面積が目標値75%を超える面積を確保

※新型コロナウイルス感染症の流行により、竣工以後、各国の渡航制限や入国規制などの影響で国際会議等の招致が難しく、令和4年度も年度当初に招致していた大型国際会議等が他国開催に変更になるなど、引き続き影響を受けているため。

上記事業によって、東京都が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、東京圏の区域方針の目標にも貢献している。また整備中の事業も竣工後に貢献していく見込である。

東京都の政策目標	東京圏の区域方針の目標	対象事業
海外高度人材 2019年18,296人を2030年までに50,000人	世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成	・インキュベーションオフィス：2事業 ・外国人向けサービスアパートメント：1事業（2事業整備中） ・インターナショナルスクール：2事業整備中
国際会議の誘致 2019年世界6位（305件）を2030年までに世界3位以内		・MICE：1事業（2事業整備中）

○うち神奈川県の実業

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
医薬品開発事業	1事業	製品化に向け治験中

上記事業によって、神奈川県が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、東京圏の区域方針の目標にも貢献している。

神奈川県の政策目標	東京圏の区域方針の目標	対象事業
県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計） 2024年まで19件	近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。	医薬品開発事業：1事業

【関西圏】  
○うち大阪府の事業

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
再生医療医薬品・高度医療機器開発事業	3事業	1事業は医療機器製品の2件開発。 1事業は医薬品の大量製造技術が確立し供給開始。 1事業は再生医療に係る新薬開発中、一部治験開始。

上記事業によって、大阪府と関西圏の目標に貢献している。

大阪府の関連する目標	【関西圏】の区域方針の目標	対象事業
健康・医療関連産業のリーディング産業化を推進するため、医療機器生産額の全国に占めるシェアの拡大を目指す。	健康・医療分野における国際的なイノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器の研究開発・事業化を推進	医療機器開発：1事業 再生医療医薬品開発事業：2事業

○うち京都府の事業

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
再生医療医薬品開発事業	1事業	再生医療に係る新薬開発中、治験中。

上記事業によって、京都府と関西圏の目標に貢献している。

京都府の関連する目標	【関西圏】の区域方針の目標	対象事業
スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状(H27～R1年度)：83件⇒目標(R5～R8年度)：133件 府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状(R1～R3平均)：20件⇒目標(R4～R7年度)：80件	健康・医療分野における国際的なイノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器の研究開発・事業化を推進	再生医療医薬品開発事業：1事業

【新潟市】

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
農業生産性向上製品開発事業	1事業	農業情報サービスの製品化済み。

上記事業によって、新潟市が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域の新潟市の目標に貢献している。

		<table border="1"> <tr> <td>新潟市の政策目標</td> <td>【新潟市】の区域方針の目標</td> <td>対象事業</td> </tr> <tr> <td>農業産出額推計値 → 569.9 億円（現状値） → 573.0 億円（2030 年度）</td> <td>地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業の実践</td> <td>農業生産性向上製品開発事業： 1 事業</td> </tr> </table>	新潟市の政策目標	【新潟市】の区域方針の目標	対象事業	農業産出額推計値 → 569.9 億円（現状値） → 573.0 億円（2030 年度）	地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業の実践	農業生産性向上製品開発事業： 1 事業
新潟市の政策目標	【新潟市】の区域方針の目標	対象事業						
農業産出額推計値 → 569.9 億円（現状値） → 573.0 億円（2030 年度）	地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業の実践	農業生産性向上製品開発事業： 1 事業						
有効性		<p>&lt;設備投資による効果&gt; また、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、施設整備が行われた区域において、設備投資額 608 億円、総合経済波及効果は延べ 1,007 億円、雇用誘発効果は 8,914 人を実現しており、地域の活性化にも繋がっている。 ※令和 4 年度内閣府委託調査調べ</p>						
	要望の措置の適用見込み	<p>（適用見込事業数） 令和 5 年度：2 事業（2 法人） 令和 6 年度：2 事業（2 法人）</p> <p>また、新たに事業実施計画を作成して令和 6 年度以降に申請を検討する国際的なビジネス拠点の形成に資する施設整備に係るものが今後複数事業見込まれる。</p> <p>（適用事業者の範囲） 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められたもの。</p>						
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置については、これまで産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成となる 10 の事業が適用され、このうち医療・農業分野における研究開発事業については 6 事業が行われてきており、新薬・新医療機器の開発が促進されるとともに、外国からの人材を引きつけるビジネス環境の整備や生活環境の整備に資する 4 施設が整備されており、これらの取り組みは、日本経済を停滞から再生へとつなげていくために必要な「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備につながっており、本税制措置は民間事業者によるこれらの事業投資の促進を喚起していくものである。</p>						
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>①土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例を適用。</p> <p>②国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対して、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。</p>						
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 （令和 5 年度予算額 15 百万円） （令和 6 年度要求額 13 百万円）</p> <p>利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。 一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業を行う事業実施主体のニーズに合わせ、規制の特例措置を適用し又は上記の利子補給契約に係る貸付を受けて行う特定事業の用に供する設備投資に対し支援するものである。</p>						

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる取り組みへの投資を促進することにより、国家戦略特区における特区目標につながる国際競争力の強化を図る研究開発等や国際的な経済活動の拠点となるビジネス拠点（MICEや外国人の生活施設など）の整備の促進へのインセンティブ措置であることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。</p> <p>また、適用事業の他に国際的な経済活動拠点の形成等に資する施設整備に関する事業であって、既に事業実施計画について大臣確認を行っており、令和5年度に竣工し年度内に適用見込が2事業、現在整備中のもので令和6年度から令和7年度に適用予定が4事業（1指定区域で1都）ある。このほか、令和6年度以降に事業実施計画の申請を検討する事業が複数ある。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる特定の事業であって、特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用事業数】  税額控除  令和元年度：2事業（2法人）  令和2年度：なし  令和3年度：1事業（1法人）  令和4年度：なし</p> <p>特別償却  令和元年度：なし  令和2年度：なし  令和3年度：なし  令和4年度：なし</p> <p>【減収額】  税額控除  令和元年度：2,847百万円  令和2年度：なし  令和3年度：853百万円  令和4年度：なし</p> <p>特別償却  令和元年度：なし  令和2年度：なし  令和3年度：なし  令和4年度：なし</p>	<p>なお令和4年度については特区に調査した見込みになります</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の10  ② 適用件数  令和元年度：1事業（1法人）  令和2年度：なし  令和3年度：1事業（1法人）  ③ 適用額  令和元年度：2,581百万円  令和2年度：なし  令和3年度：756百万円</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>		<p>租税特別措置により、国家戦略特区内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる、民間事業者による医療・農業分野における研究・製造開発拠点の整備や、国際的な経済活動の拠点となるビジネス拠点の整備に関する投資が促進されるとともに、規制の特例措置との一体的な支援により迅速な整備が進められることで、国家戦略特別区域における目標達成に相当程度寄与することが見込まれる。</p>

		<p>&lt;参考：設備投資による効果&gt;          これまでの適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額 608 億円、総合経済波及効果は延べ 1,007 億円、雇用誘発効果は 8,914 人を実現しており、地域の活性化にも繋がっている。          ※令和 4 年度内閣府委託調査調べ</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>これまで指定してきた区域において、設備投資に係る課税の特例措置については 10 事業が適用されており、これらの事業では計画に沿って設備投資が行われ、各事業において支援対象の施設・設備を活用して、それぞれの事業実施計画に基づき研究・製品開発が行われるとともに、国際的なビジネス拠点として国内外からの人材の交流等の場となる M I C E や生活施設（サービスアパートメント）等の整備が行われ、各施設の運営が開始されており、特区内における地域活性化に向けて目に見える形で迅速に進展している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 26 年度：創設</p> <p>平成 27 年度：拡充          （適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業（特定中核事業）を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。）</p> <p>平成 28 年度：見直しの上、延長          （特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2 年延長。）</p> <p>平成 30 年度：見直しの上、延長          ①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲（国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外）、③特定事業の要件（規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定）を見直した上で、2 年延長）</p> <p>令和 2 年度：見直しの上、延長          ① 特定事業の範囲（高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供、多国籍企業が行う統轄事業、高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービス提供、外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育）、②提出書類の削減を見直した上で、2 年延長）</p> <p>令和 4 年度：適用期限の延長(2 年)</p>